

公債管理ダイジェスト 2011

H23.2 鹿児島県総務部財政課

公債管理の基本方針

「県政刷新大綱～持続可能な行財政構造の確立に向けて～」(H17.3 策定、一部抜粋)

- (1) 今後、新規に発行する県債を抑制することにより、県債残高とともに、公債費が増加しないよう管理する方向で取り組む。
- (2) 今後とも、長期にわたって安定的な資金調達を図る。

1. 県債残高・公債費抑制への取り組み

(1) 県債発行の抑制等

- ▼ 県債を主な財源とする普通建設事業の重点化や地域活性化・公共投資臨時基金の活用等により、県債発行額の抑制基調を維持
- ▼ 普通建設事業費等の規模
H16 当初：2,215 億円 → H23 当初：1,627 億円 (△ 26.5%)

<県債発行額及び県債残高等の推移>

(単位:億円)

区分	年度		年度		年度	
	H21 (決算)	うち臨時財政対策債等を除く	H22 (3月補正後)	うち臨時財政対策債等を除く	H23 (当初)	うち臨時財政対策債等を除く
元 金 償 還 額 A	1,118	1,027	1,148	1,050	1,152	1,043
新規の県債発行額 B	1,278	764	1,333	681	1,139	575
県債残高への影響額 C=B-A	160	△ 263	185	△ 369	△ 13	△ 468
年 度 末 残 高	16,314	13,949	16,499	13,580	16,486	13,112

※ 「臨時財政対策債等」・・・臨時財政対策債と H19 以降発行した減収補てん債
「臨時財政対策債」・・・地方交付税の振替として各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、後年度 100%交付税措置される
「減収補てん債」・・・地方財政制度上、地方税の急激な減収に伴う財源不足額に対応するため、各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、原則後年度 75%交付税措置される

(2) 公的資金の補償金免除繰上償還の実施

H22：3.3 億円 (金利 6.5%以上), H23：該当なし (金利 6.0%以上 6.5%未満),
H24 (予定)：4.0 億円 (金利 5.0%以上 6.0%未満) 合計：7.3 億円

(3) 県債の加重平均利率の低下 (H16：1.82% → H21：1.58%)

2. 安定的な資金の調達等

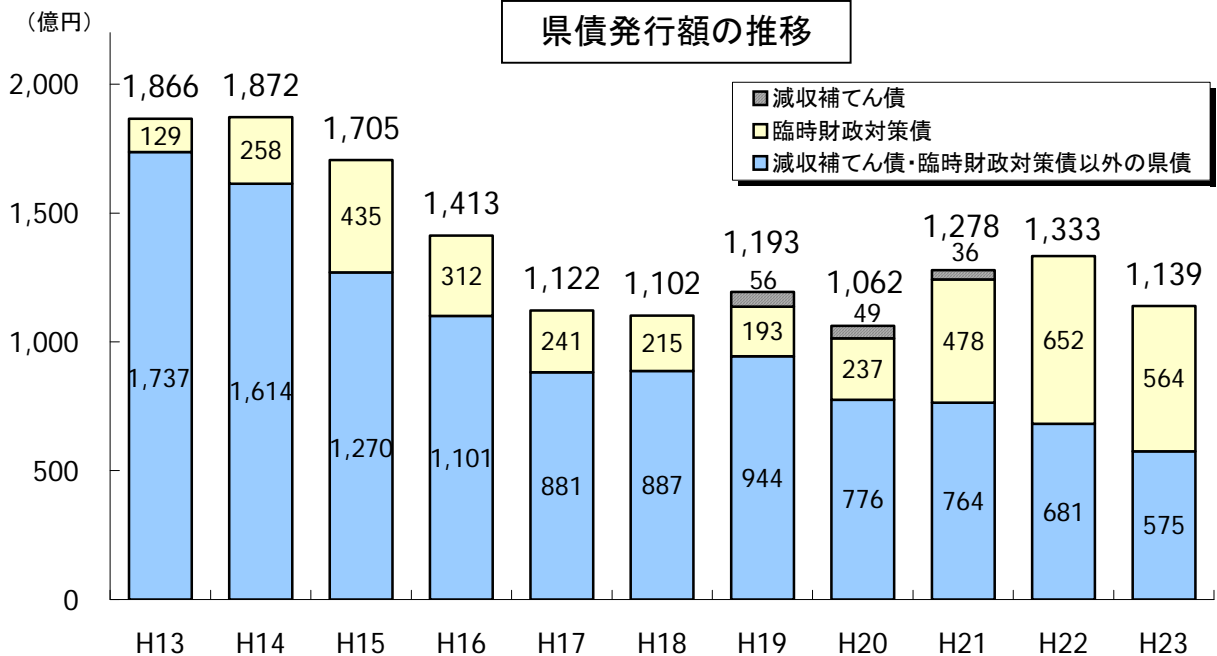
- (1) 資金調達手段の多様化の推進
- (2) 全国型市場公募地方債の積極的な活用
- (3) 積極的な IR 活動の実施
- (4) 市場公募地方債の元金満期一括償還に備えた基金積立て

1. 県債残高等の抑制への取り組み

(1) 県債（新規発行分）の推移

○ 新規の県債発行額を抑制

県政刷新大綱に基づく普通建設事業の重点化や地域活性化・公共投資臨時基金の活用等により、新規の県債発行額について、抑制基調を維持

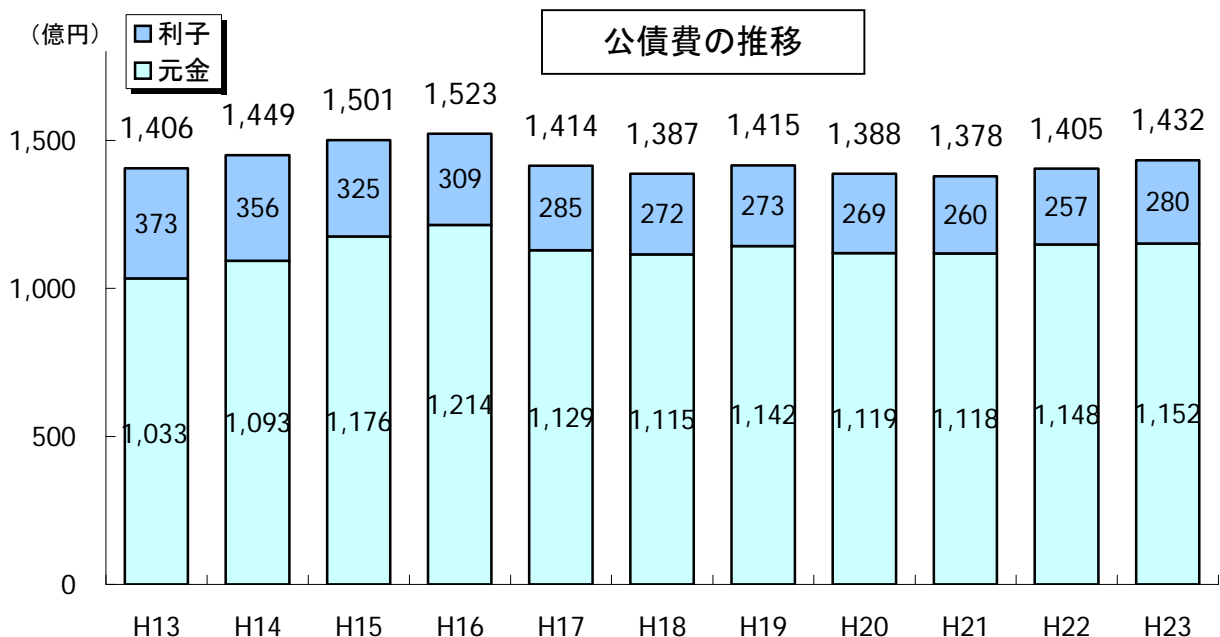


※1 H21までは決算額（借換債相当分を除く），H22は3月補正後予算，H23は当初予算ベース（一般会計）
 ※2 予算ベースでの県債発行額は，予算上の事業が後年度へ繰り越される可能性があるため，決算額と異なる場合がある

(2) 公債費の推移

○ 新規の県債発行抑制 → 将来の公債費負担を抑制

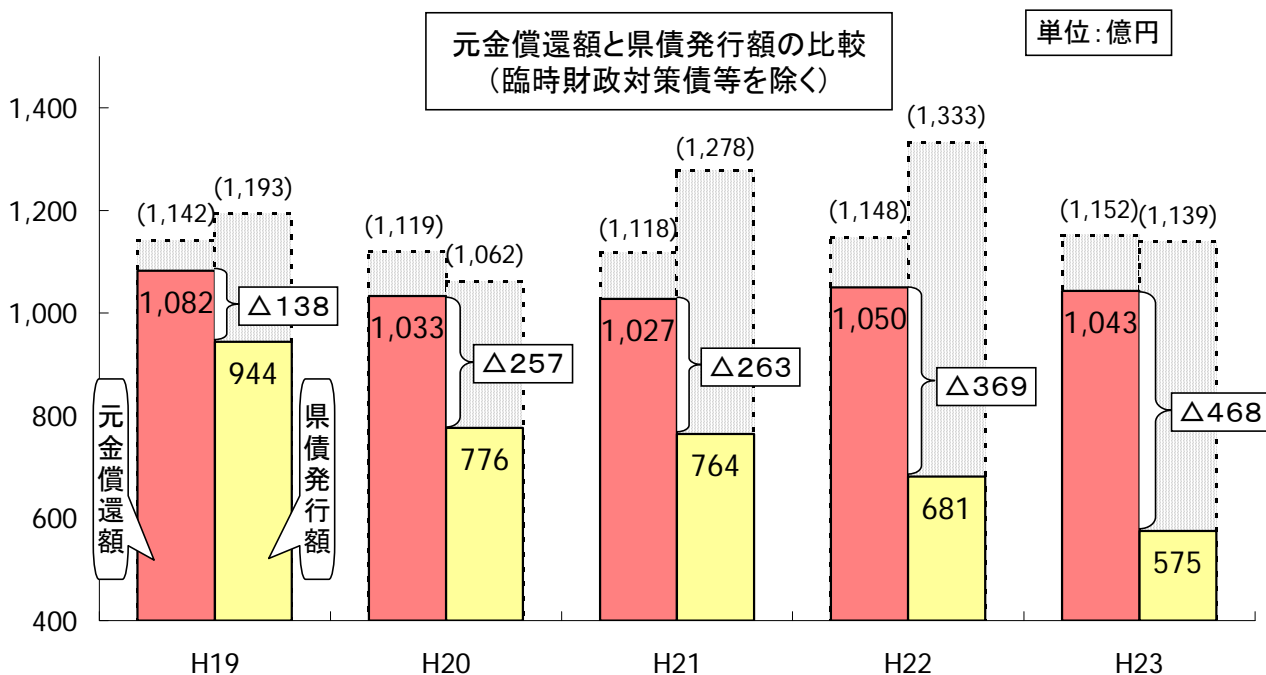
ただし、公債費は、当面、現水準で推移



※ H21までは決算額（借換債相当分を除く），H22は3月補正後予算，H23は当初予算ベース（一般会計）
 「公債費」＝地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還（返済）金、一時借入金利子及び満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計

(3) 県債残高の状況

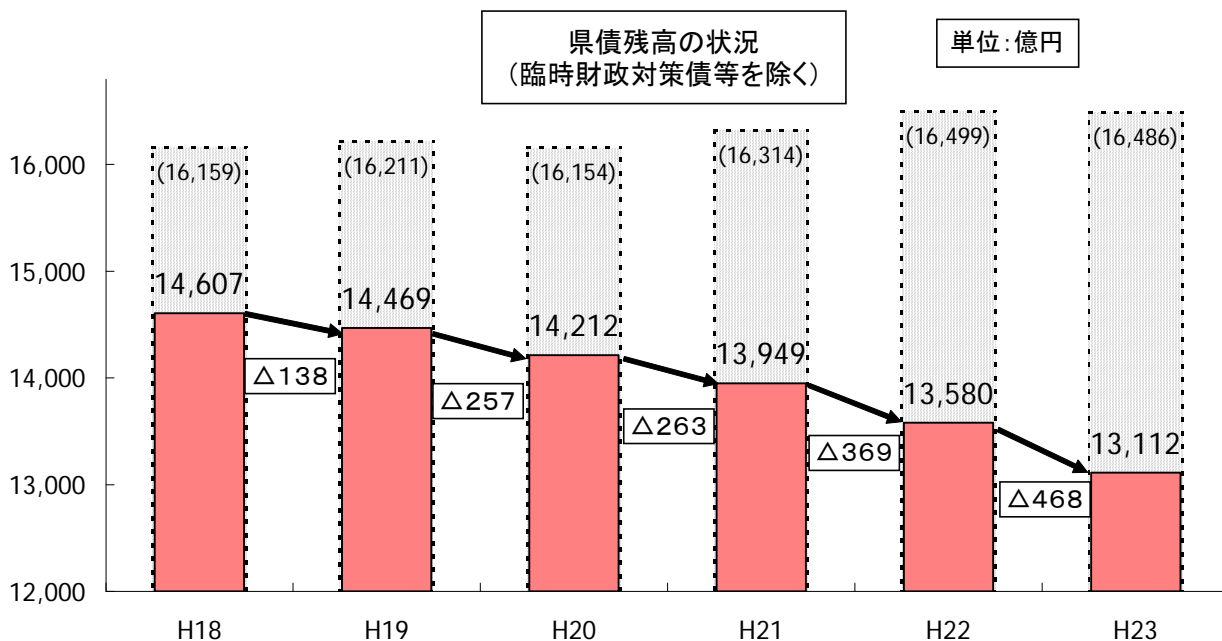
○ 臨時財政対策債等を除く平成23年度末の県債残高
 → 468億円減少見込 (8年連続減少)



※1 H21までは決算, H22は3月補正後予算, H23は当初予算ベース(一般会計)

※2 ()は, 臨時財政対策債等を含んだ元金償還額と県債発行額

県債発行－元金償還<0の場合, 県債残高は減少



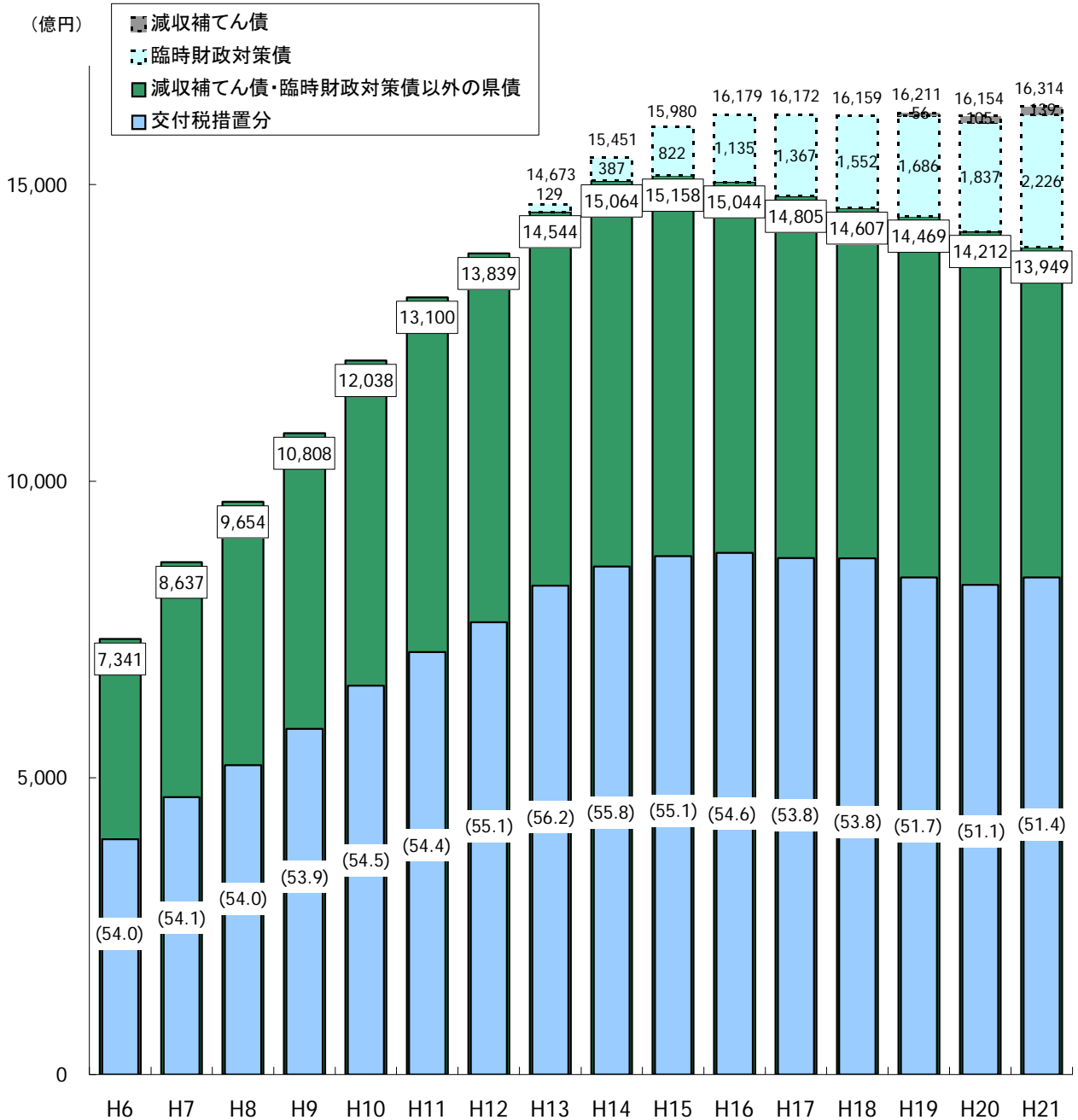
※1 H21までは決算, H22は3月補正後予算, H23は当初予算ベース(一般会計)

※2 □は, 対前年度増減額

※3 ()は, 臨時財政対策債等を含んだ県債残高

<参考>

県債残高の推移 (決算ベース)



※1 一般会計に係る県債残高の推移 (決算ベース)

※2 () は、県債残高 (全体) に対する交付税措置率 [単位: %] (H13 ~ H16 は、NTT 債の影響を除く)

(4) 公的資金の補償金免除繰上償還

○ **公債費抑制のため、高利の公的資金の補償金免除繰上償還を実施**

平成 22 ～ 24 年度に実施される公的資金の補償金免除繰上償還の制度を活用

▼ 金利 5 %以上の公的資金（旧資金運用部資金，旧簡易生命保険資金，旧公営企業金融公庫資金）が繰上償還の対象

＜本県において対象となる県債（旧簡易生命保険資金のみ）＞

金 利	償還時期	繰上償還額	利子軽減額
金利 6.5 %以上	平成 23 年 3 月	3.3 億円	△ 52 百万円
金利 6.0 %以上 6.5 %未満	該当なし	—	—
金利 5.0 %以上 6.0 %未満	平成 25 年 3 月	4.0 億円	△ 42 百万円
計	—	7.3 億円	△ 94 百万円

(※ 1) 金利 5.0%以上 6.0 %未満の利子軽減額については，金利 1.0 %に借り換えた場合の試算額

(※ 2) 金利 5.0%以上 6.0 %未満については，平成 24 年度に対応予定

＜参考 平成 23 年度以降の財政負担の軽減に向けた取組＞

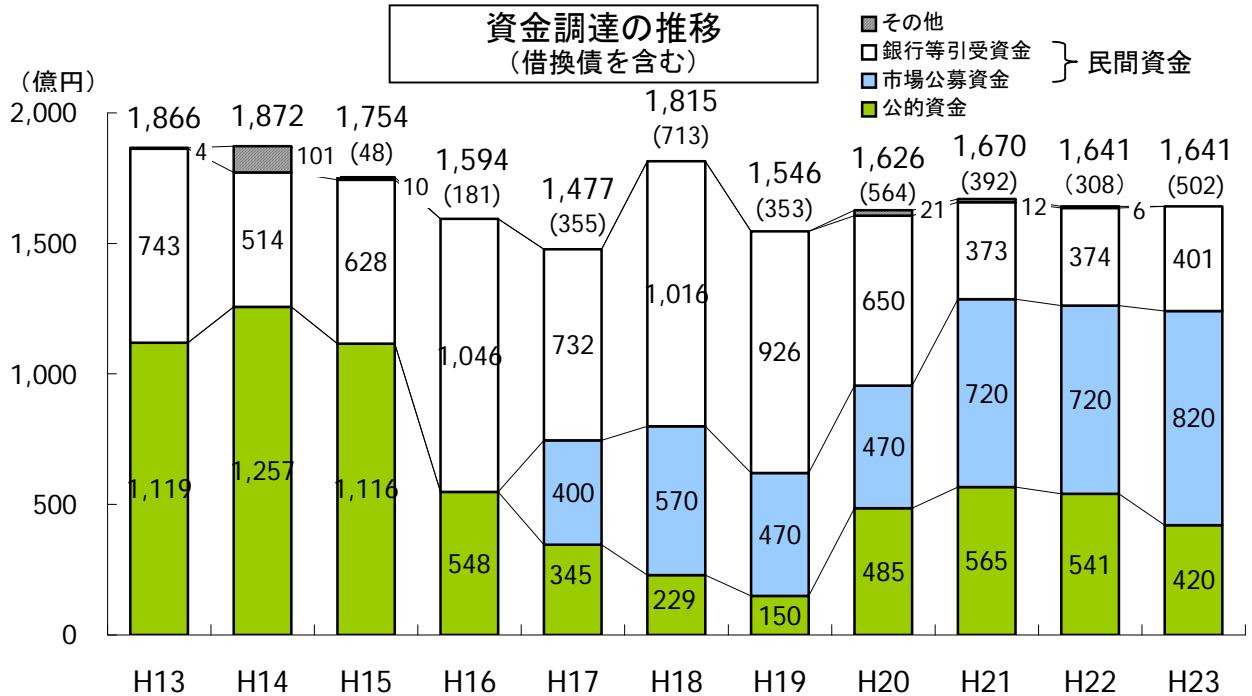
- ・ 高利の職員住宅建設資金（＝将来負担比率における将来負担額）の一括支払の実施（平成 22 年 3 月補正）

区 分	支払時期	支払額（元金）	利子軽減額
金利 6.0%～ 7.0%	平成 23 年 3 月	25.8 億円	△ 417 百万円

2. 安定的な資金の調達等

(1) 県債資金調達の現状

○ 各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施



※ H21までは決算額，H22，H23は現時点の見込み額（H16までは一般会計，H17からは公債管理特別会計分を含む）
 ※（ ）は借換債発行額で内数

(2) 県債資金調達の考え方

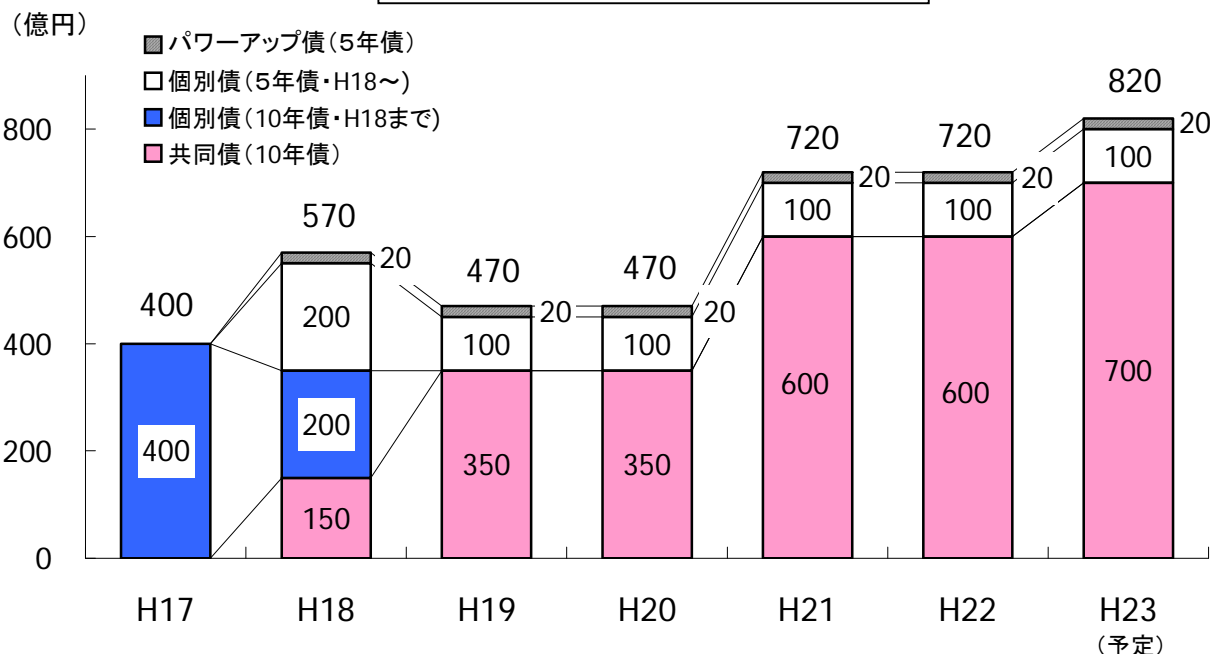
- ① 発行時期の平準化と機動的な借入
- ② 発行年限の多様化
- ③ 機関投資家等への積極的なIRの実施

- ▼ 発行時期の平準化と機動的な借入
 - 年間を通じた資金需要の動向を勘案しながら，市場公募債の活用などにより，発行時期の平準化を図る。
 - 金利動向やキャッシュフローの状況を見極めた機動的な資金調達（銀行等引受資金）により，公債費負担の軽減を図る。
- ▼ 発行年限の多様化
 - 債券の需給動向，投資家ニーズ等を踏まえつつ，金利コストや金利変動リスクを勘案しながら，適切な年限構成により資金調達を行う。
- ▼ 積極的なIRの実施
 - 県政刷新大綱に基づく行財政構造改革の着実な成果等を機関投資家へ十分説明することにより，本県地方債に対する信認の維持・向上を図る。

(3) 資金調達手段の多様化

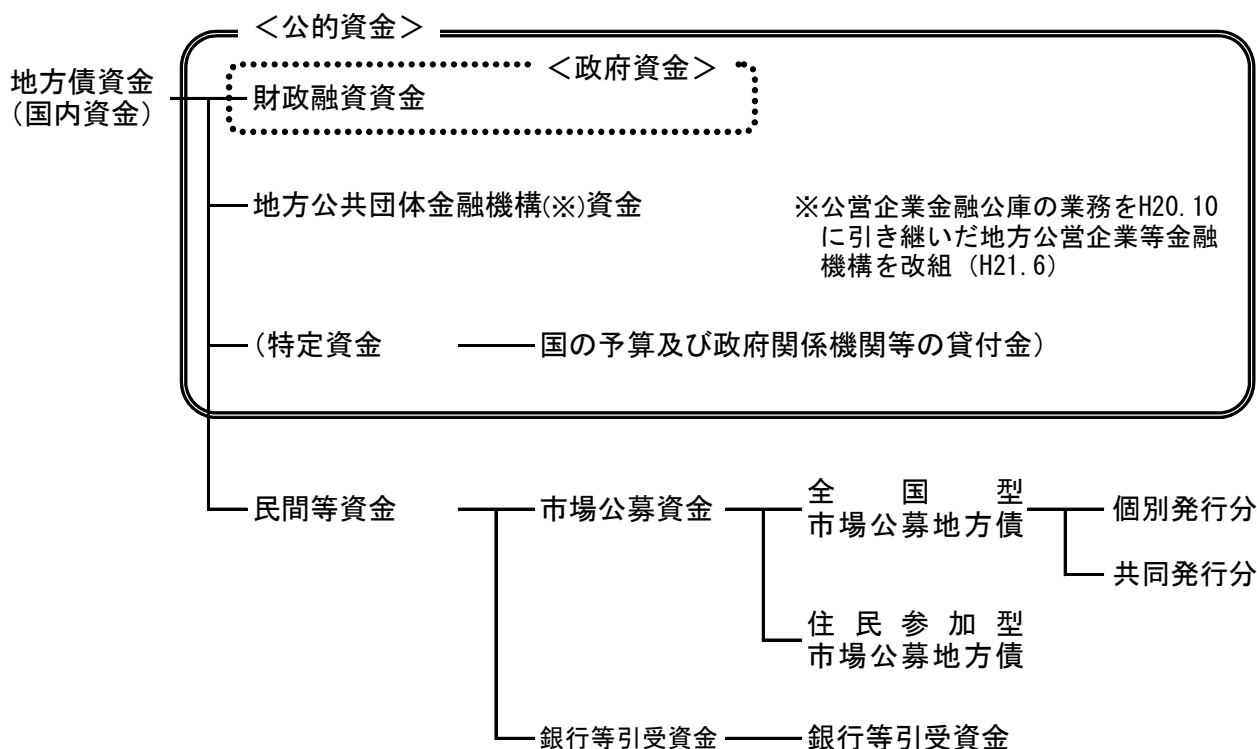
○ 公的資金の減等に柔軟に対応するため、市場公募地方債を積極的に活用

市場公募地方債の発行額の推移



※ H23 観光かごしまパワーアップ債は11月頃発行予定

<参考> 地方債資金の区分



<参考>各資金の特色

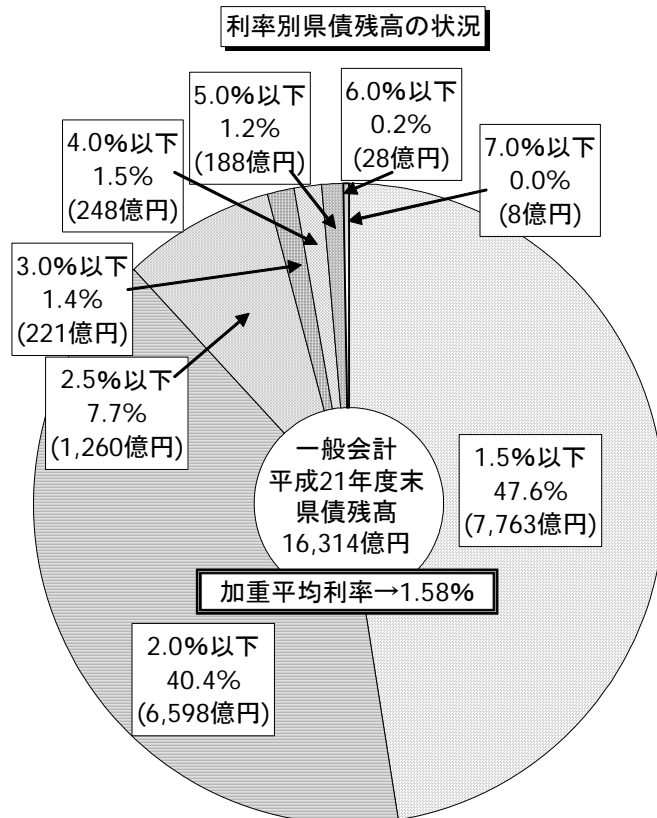
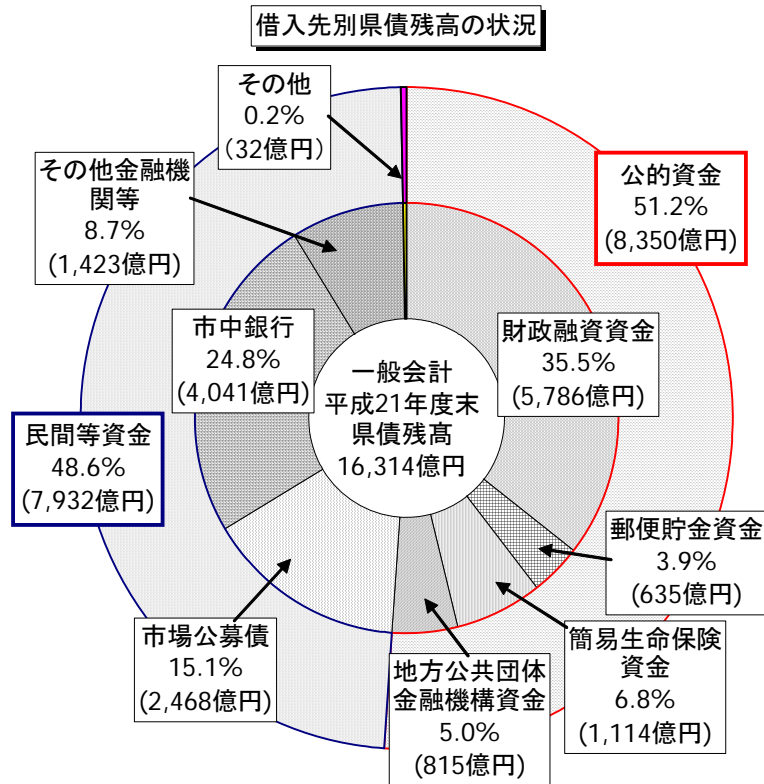
区 分	発行方式	発行年限	償還方法	利率の設定	対 象 事 業
公的資金	財政融資資金	証書 5～30年 超長期(20年～)が 中心	元利均等	選択 ①固定金利 方式 ②利率見直し 方式(10年ごと)	公共事業, 公営住宅, 災害復旧, 教育施設 等, 臨時財政対策債, その他
	地方公共団体 金融機構資金	証書 5～30年 超長期(20年～)が 中心	元利均等	選択 ①固定金利 方式 ②利率見直し 方式(10年ごと)	公共事業, 公営住宅, 教育・福祉施設等, 一般単独, 病院・介 護サービス, 臨時財 政対策債, その他
民間等資金	市場 公募資金	全国型市場 証券 公募地方債	10年及び 5年 (一部で超長期20年又 は30年)	満期一括 固定金利方式	地方公共団体の任意 (償還期間によつて は借換が必要となる 場合がある。)
		住民参加型 市場公募地 方債	証券 5年等の中 期が中心	満期一括 固定金利方式	
	銀行等引受 資 金	証券 証書 10年が中 心	元金均等 満期一括 等	地方公共団体 の任意	

※ 地方債のあらまし(地方債制度研究会編)等を基に加筆修正

(4) 県債残高の状況 (借入先別, 利率別)

○ 公的資金の補償金免除繰上償還の実施や近年の金利低下の影響等により, 加重平均利率が低下

⑯ 1.82% → ⑳ 1.63% → ㉑ 1.58%



(5) 満期一括償還に備えた基金積立

○ 市場公募地方債(満期一括償還方式)の償還財源として、毎年度、ルールどおりに基金積立を実施
(①65.1億円, ②91.6億円, ③116.6億円)

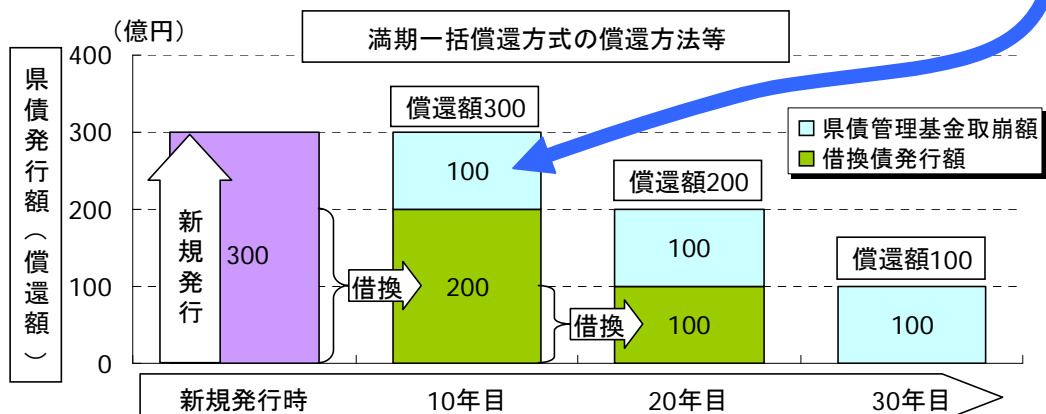
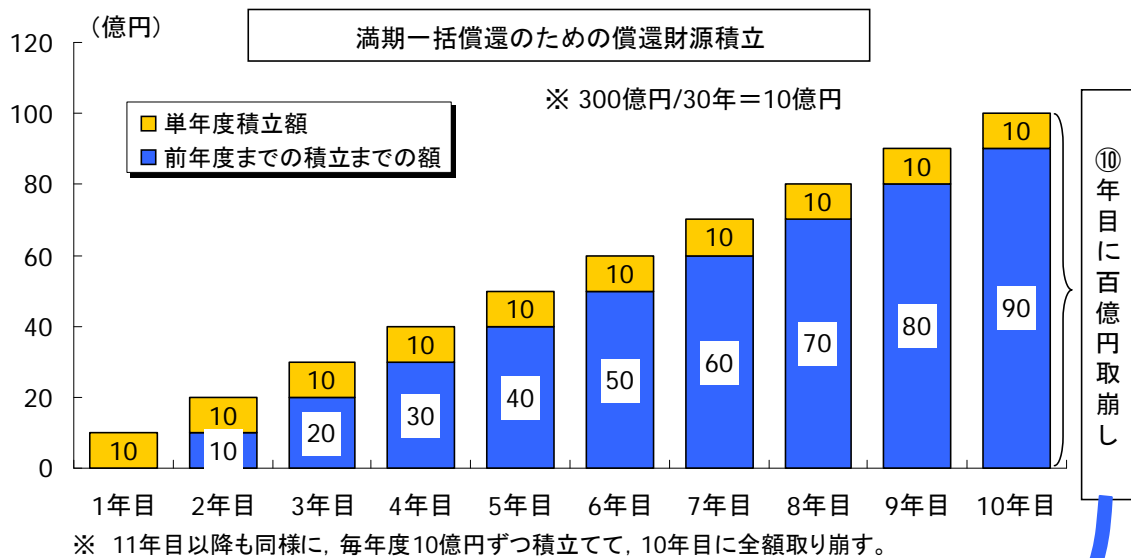
▼ 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立

(単位:億円)

区分	発行額	積立分				償還分	合計
		H18~H20	H21	H22	H23	H23	
H17債	400	39.9	13.3	13.3	13.3	—	79.8
H18債	570	41.0	20.5	20.5	20.5	△ 36.6	65.9
H19債	470	15.6	15.6	15.6	15.6	—	62.4
H20債	470	—	15.7	15.7	15.7	—	47.1
H21債	720	—	—	26.5	25.5	—	52.0
H22債	720	—	—	—	26.0	—	26.0
合計	3,350	96.5	65.1	91.6	116.6	△ 36.6	333.2

※ H23年度は、H18債(5年債)を一部償還

<参考>発行額300億円(許可年限30年)と仮定した場合
(毎年度10億円ずつ積立, 2回借換)



(6) 県債（地方債）の償還確実性（安全性）

○ 地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、**BIS規制**(※)におけるリスクウェイト**0%**

※ BIS 規制—国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準（BIS：国際決済銀行（Bank for International Settlements））

1 地方債の元利償還に要する財源の確保

- ▼ 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ▼ 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
- ▼ 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ▼ 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入



地方債の元利償還に必要な財源を国が確保

2 早期是正措置としての起債許可制度

- ▼ 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
【本県のH21実質公債費比率は、16.0%】
- ▼ 実質赤字額が一定以上である地方公共団体に対する起債制限
〔都道府県の場合、実質赤字額が標準財政規模の2.5%以上
【本県の場合は、実質赤字額なし】〕



地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「実質公債費比率」又は「実質赤字額」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要すること等の早期是正措置を講じている

3 財政の早期健全化，財政の再生

▼ 財政指標の公表による情報開示の徹底（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

◎ 21年度決算において，すべての指標（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率）が早期健全化基準を下回る水準

	早期健全化基準	財政再生基準	21年度決算	備考
実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	3.75%	5%	—	実質赤字額がないことから，比率が算定されないため，「-」と記載
連結実質赤字比率 ・すべての会計の実質赤字の比率	8.75%	15%※	—	連結実質赤字額がないことから，比率が算定されないため，「-」と記載
実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25%	35%	16.0%	⑰ 15.9%，⑱ 15.2% ⑲ 14.7%，⑳ 15.3%
将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	400%		266.0%	⑲ 269.6% ⑳ 272.6%

※ 24年度以降の基準。21～23年度は経過基準（25%→25%→20%）が定められている。

<参考> 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要について

